

26監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年5月15日

福岡市監査委員	富	永	計	久
同	笠		康	雄
同	齋	田	雅	夫
同	伯	川	志	郎

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局等、区分、対象期間及び実施期間

ア 保健福祉局

(事務監査)	対象期間	平成25年1月から同年12月まで
	実施期間	平成25年11月27日から同年12月16日まで

イ 農林水産局

(事務監査)	対象期間	平成24年12月から同25年12月まで
	実施期間	平成25年11月22日から同年12月10日まで
(工事監査)	対象期間	平成23年10月から同25年9月まで
	実施期間	平成25年12月2日から同26年2月17日まで

ウ 住宅都市局

(事務監査)	対象期間	平成25年1月から同年12月まで
	実施期間	平成25年11月22日から同年12月17日まで
(工事監査)	対象期間	平成23年10月から同25年9月まで
	実施期間	平成25年12月2日から同26年2月17日まで

エ 東区役所

(事務監査)	対象期間	平成25年1月から同年12月まで
	実施期間	平成25年11月22日から同年12月17日まで

オ 博多区役所

(事務監査)	対象期間	平成25年1月から同26年1月まで
	実施期間	平成25年11月22日から同26年1月10日まで

カ 中央区役所

(事務監査)	対象期間	平成24年12月から同25年12月まで
	実施期間	平成25年11月22日から同年12月6日まで

キ 南区役所

(事務監査)	対象期間	平成25年1月から同年12月まで
	実施期間	平成25年11月22日から同年12月24日まで

ク 城南区役所

(事務監査)	対象期間	平成24年12月から同26年1月まで
	実施期間	平成25年11月27日から同26年1月17日まで

- (工事監査) 対象期間 平成23年10月から同25年9月まで  
実施期間 平成25年12月2日から同26年2月17日まで
- ケ 早良区役所  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同年12月まで  
実施期間 平成25年11月22日から同年12月4日まで  
(工事監査) 対象期間 平成23年10月から同25年9月まで  
実施期間 平成25年12月2日から同26年2月17日まで
- コ 西区役所  
(事務監査) 対象期間 平成24年12月から同25年12月まで  
実施期間 平成25年11月27日から同年12月13日まで  
(工事監査) 対象期間 平成23年10月から同25年9月まで  
実施期間 平成25年12月2日から同26年2月17日まで
- サ 福岡市選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同26年1月まで  
実施期間 平成25年11月27日から同26年1月21日まで
- シ 東区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同年12月まで  
実施期間 平成25年11月22日から同年12月13日まで
- ス 博多区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同26年1月まで  
実施期間 平成25年11月22日から同26年1月9日まで
- セ 中央区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同年12月まで  
実施期間 平成25年11月22日から同年12月3日まで
- ソ 南区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同年12月まで  
実施期間 平成25年11月22日から同年12月19日まで
- タ 城南区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同26年1月まで  
実施期間 平成25年11月27日から同26年1月14日まで
- チ 早良区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同年11月まで  
実施期間 平成25年11月22日から同年11月28日まで
- ツ 西区選挙管理委員会事務局  
(事務監査) 対象期間 平成25年1月から同年12月まで  
実施期間 平成25年11月27日から同年12月9日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表6までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

## 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

### (事務監査)

#### (1) 局別監査

##### ア 保健福祉局

委託契約の履行確認等について注意を求めるもの

委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成25年度「松濤園受水槽及び高架水槽清掃業務委託」において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行われたい。

(7) 本契約は清掃業務終了後、水質検査(細菌検査、簡易項目検査、定性検査)を公的機関に依頼する業務を含めて、履行期間を平成25年6月10日から同年6月24日と設定して契約を締結しているものであるが、受託者は水質検査の依頼(西保健所)を平成25年6月24日に行い、同年7月2日付の検査結果書を提出しているものの、それ以前の平成25年6月20日付で業務完了届を提出しており、これを受け同日付で検査確認を実施し完成と認めていた。

(4) 本契約は、水質検査結果の確認をもって適正な業務完了とすべきであり、検査成績書の提出までを含めた業務内容にするとともに、十分な履行期間を設定すべきであった。

(松濤園)

##### イ 農林水産局

(7) 「農業用施設維持管理交付金」の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

交付金の支出に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理を行わなければならない。しかしながら、平成24年度「農業用施設維持管理交付金」(164件、16,911,928円)の交付事務において、各地区の団体から口座振替依頼書が提出され交付金を振り込んでいるが、同依頼書に口座は依頼人名義のものに限ると記載されているにもかかわらず、交付金の受付時に口座を十分に確認していなかったため、口座名義の団体名や職氏名が相違しているものがあり、さらに振込先についても鉛筆による記載や訂正を行っていたことから、正当な依頼人へ支払われたか確認ができないもの(4件)があった。

今後、交付金の支出事務に当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。

(農業施設課)

(4) 指定管理者に対して管理運営仕様書等の遵守について、必要な指導を行うよう注意を求めるもの

市は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合、運営に支障がないよう適切な要員配置をしているか、確認し指導しなければならない。しかしながら、平成25年度の「立花寺緑地リフレッシュ農園」の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。

今後、職員の配置体制については、実施協定書に添付している管理運営業務の細目の中に記載し明確にするとともに、適切な履行確認及び指導を行うよう注意されたい。

A 指定管理者募集時の管理運営仕様書(平成22年7月)に職員配置について明記していたが、実施協定書に添付している管理運営業務の細目には記載がなかつ

た。指定管理者が業務を適切に実施していくためには、管理運営業務の細目にも明記しておく必要があった。

- B 職員配置について、指定管理者募集時の管理運営仕様書では、開園時間中は事務所を無人にしないように指示しており、指定管理者から提出された事業計画書にも開園時間中は事務所が無人にならないようにすると記載されていた。しかしながら、所長が勤務を要しない日において、開園時間から事務職員が出勤する時間までの間、並びに副所長が勤務を要しない日において、事務職員等が退勤する時間から閉園時間までの間、事務所が無人になる時間帯があったにもかかわらず、指定管理者から提出された事業計画書や事業報告書を十分に確認せずに適切な指導をしていなかった。

(農業政策課)

ウ 住宅都市局

契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

契約事務については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成24年度及び同25年度の「パーソナルコンピュータ賃貸借契約」事務において、本来は契約の相手方が記載した契約関係書類を徴しなければならないが、相手方の住所・事業所名及び代表者名のみが記入され登録印が押印された完了報告書及び請求書を徴し、完了報告書においては契約件名、履行場所、履行期間、支払対象期間及び日付を、また請求書においては請求金額、契約件名及び請求日を職員が記載していた。

契約関係書類の作成については透明性が確保されるべきであり、契約の相手方が記載すべき事項を安易に職員が記載することは慎むとともに、今後は適正に事務処理を行われたい。

(住宅建設課)

エ 東区役所

特に指摘する事項はなかった。

オ 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

カ 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

キ 南区役所

特に指摘する事項はなかった。

ク 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

ケ 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

コ 西区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 福岡市選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

シ 東区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ス 博多区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

セ 中央区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ソ 南区選挙管理委員会事務局

時間外勤務手当の支給事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

職員を正規の勤務時間外に勤務させるときは、所属長は時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じ、直接監督者は同命令簿により事後の勤務状況について確認しなければならない、これは、臨時的任用職員についても同様である。

しかしながら、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙のために任用した臨時的任用職員の時間外勤務命令簿において、所属長の命令印及び直接監督者の確認印がないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているもの(11件)があった。

時間外勤務手当の支給に当たっては、福岡市職員の給与に関する条例施行細則等に基づき適正な事務処理をされたい。

- タ 城南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- チ 早良区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ツ 西区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

(2) 選挙に係る臨時的任用職員の時間外勤務手当支出事務の適正執行について(意見)

職員の時間外勤務手当支出事務については、福岡市職員の給与に関する条例等に基づき、適正に執行しなければならない。

しかしながら、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙のために任用した臨時的任用職員の時間外勤務手当支出事務について、全区の選挙管理委員会事務局において誤りが見受けられた。時間外勤務手当支出事務については、割増などの処理が煩雑であるうえ、臨時的任用職員については庶務管理システムではなく時間外勤務命令簿を使用するため、命令簿の記載誤りや勤務時間数の計算誤りなどが多数発生している。

市選挙管理委員会事務局にあっては、臨時的任用職員の時間外勤務手当支出事務について、各区選挙管理委員会事務局に対して研修を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(福岡市選挙管理委員会事務局)

(3) テーマ監査

今回は、「少額の収入事務について」をテーマとして監査を実施した。

- ア 保健福祉局  
特に指摘する事項はなかった。
- イ 農林水産局  
特に指摘する事項はなかった。
- ウ 住宅都市局  
特に指摘する事項はなかった。
- エ 東区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- オ 博多区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- カ 中央区役所

行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可に伴う電気等の費用については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、適正に算定した費用を徴収しなければならない。しかしながら、平成25年度の中央市民センターに設置している自動販売機(3台)の電気使用料について、算定式は原課で定めたものであり、算定式に基づいた請求額の算出に当たっては十分に注意を払い、決裁権者においても適用誤りや計算誤りがないか確認を行う必要があったにもかかわらず、算定基礎となる消費電力のワット数及び燃料費調整単価の適用誤りを看過したため、4月分から11月分まで

徴収額を誤っているもの(21件)があった。

今後、行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収に当たっては、確実にチェックを行い、適正な事務処理を行われたい。

(生涯学習推進課)

キ 南区役所

福祉電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの  
身体障がい者福祉電話については、「福岡市身体障がい者福祉電話等貸与・電話相談事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、当該料金を一旦通信業者に支払った後、利用者負担分を利用者に請求することとしている。しかしながら、通話料等の利用者負担分の徴収事務において、次のような事例が見受けられた。

身体障がい者福祉電話の通話料等の利用者負担分の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(ア) 平成25年度において通話料等の利用者負担分の発生した利用者に対し、実査日(平成25年12月18日)現在まで請求を行っていないかった。

(イ) 平成24年度以前に利用者負担分の請求をしたものについて、長期にわたって滞納しているものがあるにもかかわらず、平成24年度及び同25年度に催告書の送付を行っていないかった。

(福祉・介護保険課)

ク 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

ケ 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

コ 西区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 福岡市選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

シ 東区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ス 博多区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

セ 中央区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ソ 南区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

タ 城南区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

チ 早良区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ツ 西区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(4) テーマ監査結果報告

テーマ監査については、各局区等に共通する事務事業の課題等を把握し、全庁的に共通する業務の改善に向けて局横断的な視点からテーマを設定して取り組んでいる。

事務監査における平成24年度及び同25年度のテーマ監査は、使用料及び手数料等の「少額の収入事務について」をテーマに、納入通知書の作成・送付や未収金にかかる督促、延滞金の徴収などの、債権管理全般の事務執行について監査を実施した。

監査の結果、少額の収入事務については、その事務処理に多くの時間がかかるが、適正に債権管理を行っている部署がある一方で、債権管理の知識の不十分さから、納

入通知書の未発行や発送遅延のほか、納付しない者に対する督促状の送付や延滞金の徴収が行われていないなど、債権管理が不十分な部署もあった。

また、督促や延滞金について定めた「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」の存在を認識していなかった部署も見受けられたため、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意を求めてきた。

なお、本市では、全庁的な債権管理の適正化を図るため「債権管理マニュアル」、「債権管理条例」が策定・施行されたところであり、少額であっても債権管理を行う部署においては、この債権管理マニュアル等を踏まえ、現在行っている事務の見直しや、個別の事務フロー等の作成又は改訂を行い、適正な事務執行に努められたい。

また、財政局財産活用課においては、債権管理の適正執行について、債権管理を行う部署への指導・助言を行うとともに、担当職員への債権管理や徴収ノウハウに関する知識の習得を図るための研修を推進されるよう要望する。

## (工事監査)

### (1) 局別監査

#### ア 農林水産局

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
運搬費の積算を適正に行うべきもの  
博多漁港機能保全工事[No.5]

(契約金額4,767万円)

本工事は博多漁港における老朽化の著しい漁港施設の改良を行う機能保全工事である。

土木工事標準積算基準書によると、質量20t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。しかしながら、本工事では質量が20t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(漁港課)

- (イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの  
東区多の津2丁目地内津屋井堰制御装置監視機器設置工事[No.8]

(契約金額2,140万3,200円)

本工事は津屋井堰の既設制御装置を改造しゲートの状態や水位等の監視装置及び監視カメラ等を設置する工事である。

本工事における産業廃棄物の処理については、交付された産業廃棄物管理票(マニフェスト)によれば、下請事業者が排出事業者になっており、下請事業者で処理されていた。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によれば、建設工事における排出事業者は元請事業者とされており、これは不適正な処理であった。

今後は、適正な施工に努められたい。

(農業施設課)

※[ ]内の数字は、「別表第2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

#### イ 住宅都市局

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
A スクラップの積算を適正に行うべきもの

伊都土地区画整理事業今宿周船寺線橋梁築造工事(下部工)[No.5]

(契約金額6,629万4,900円)

本工事は伊都土地区画整理事業の道路拡幅に伴う、橋梁下部工の築造工事

ある。

仮栈橋及び土留・仮締切等で使用する仮設鋼材については、リース材が入手困難な場合には購入で計上し、撤去後は有価物としてスクラップ処理するため、その賃料計算は「購入価格－スクラップ価格」として算定を行わなければならない。

したがって、スクラップ価格については直接工事費から減額（控除）して積算する必要がある。

本工事の仮栈橋工で使用する仮設材については購入費で計上しており、スクラップ価格は直接工事費から減額（控除）しなければならないが、誤って工事価格から減額（控除）して積算を行っていた。

また、土留工で使用する仮設材（鋼矢板）についても購入費で計上しており、同様にスクラップ価格を直接工事費から減額（控除）する必要があるにもかかわらず、未計上であった。その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（伊都区画整理事務所 工事課）

B 張コンクリートの積算を適正に行うべきもの

多の津公園整備工事 [No.14]

（契約金額1億1,325万5,100円）

本工事は多の津公園の老朽化に伴う全面再整備を行う工事である。

張コンクリートの積算において、型枠工の適用区分をコンクリート構造物種別の無筋構造物で積算していた。しかしながら、張コンクリートは厚さが10cm以下の単純な構造物であり、無筋構造物ではなく、均し基礎コンクリート型枠で積算すべきであった。

また、型枠設置の面積計算において、現場条件からコンクリートの片面に設置する面積で算出すべきところ、誤って両面設置の面積で算出していた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（みどり整備課）

(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 建設リサイクル法を遵守すべきもの

博多駅歩行者連絡橋建設工事（その2） [No. 1]

（契約金額4億6,911万4,800円）

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条の規定に基づき上記書面の内容を記載した書面で福岡市長へ通知しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知をしていなかった。

なお、住宅都市局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善が行われているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。

（交通施策推進課）

B 建設リサイクル法を遵守すべきもの

博多駅歩行者連絡橋上屋等設置工事 [No.16]

（契約金額2億5,919万2,500円）

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記



載した書面を交付し、発注者は同法第11条の規定に基づき上記書面の内容を記載した書面で福岡市長へ通知しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知をしていなかった。

なお、住宅都市局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善が行われているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。

(交通施策推進課)

- (ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの  
委託費(業務委託料)の積算を適正に行うべきもの

伊都土地区画整理事業平成24年度工事監督支援業務委託[No.6]

(契約金額1,123万5,000円)

本委託業務は伊都土地区画整理事業に伴う工事監督支援業務委託である。

業務委託料は直接原価と間接原価を合算した業務原価に一般管理費等を加えた業務価格と消費税相当額で構成されているが、その積算において、誤って一般管理費等を合計せずに積算を行った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(伊都区画整理事務所 工事課)

- (エ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの  
瑕疵担保期間を適正に設定すべきもの

博多駅歩行者連絡橋上屋等設置工事[No.16]

(契約金額2億5,919万2,500円)

本工事は、鉄骨造の歩行者連絡橋の上屋工事である。

鉄骨造の建築物の新築であり、契約事務規則第45条及び財政局技術監理課作成の標準工期算定・担保期間等基準によれば瑕疵担保期間は2年間であるにも関わらず1年間で設定していた。

今後は、適正な契約に努められたい。

(交通施策推進課)

※[ ]内の数字は、「別表第3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 城南区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの  
土工の積算を適正に行うべきもの

東油山唐人線歩道改良工事[No.1]

(契約金額8,312万3,250円)

本工事は歩車道の段差を解消するための歩道改良工事である。

土工作业(バックホウ掘削積込)については、現場条件により標準規格の掘削機械(バックホウ0.8<sup>m</sup>)が使用できないことから、小型の掘削機械を使用するものとして積算を行っていた。

しかしながら、その積算において掘削機械の規格の選定を誤り、さらに、設計条件で地山の掘削積込を適用して積算すべきところ、ルーズな状態の積込を適用して積算を行った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

※[ ]内の数字は、「別表第4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

エ 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

オ 西区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの

A 土工の積算を適正に行うべきもの

市道 2 横浜・今出線（無名橋）橋梁改修工事 [No. 4]

（契約金額 3,576 万 5,150 円）

本工事は橋梁の老朽化に伴い掛け替えを行う改修工事である。

土工及び残土処理の算定において掘削等により発生した建設発生土の一部を現場内で再利用し、再利用を行わない建設発生土については残土処分（処理）を行うものとして設計していたが、積算システムに入力する際に誤った数量（土量）を入力していた。

また、埋戻工の積算においては良質土による埋戻しを行うものとして施工費を計上していたが、施工に必要な購入土を計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（土木第 2 課）

B 仮設材（鋼矢板）賃料の積算を適正に行うべきもの

市道 2 横浜・今出線（無名橋）橋梁改修工事 [No. 4]

（契約金額 3,576 万 5,150 円）

本工事は橋梁の老朽化に伴い掛け替えを行う改修工事である。

土留・仮締切工において使用する鋼矢板賃料の積算について、修理費及び損耗費を計上すべきところ、積算システムの設計条件の入力を誤り、修理費及び損耗費なしを適用して積算を行った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（土木第 2 課）

C 交通誘導員の積算等を適正に行うべきもの

主要地方道福岡早良大野城線道路整備工事 [No. 5]

（契約金額 6,236 万 8,950 円）

本工事は主要地方道福岡早良大野城線の道路整備工事である。

主要地方道福岡早良大野城線は、交通量が多いことから福岡県公安委員会が必要と認める道路として、配置人員のうち 1 人は「交通誘導員 A」を計上することとなっているが、誤って「交通誘導員 B」を計上していた。

さらに、「交通誘導員 B」の夜間労務単価を誤っていた。

また、交通管理者（警察）との協議により、配置人員等の設計変更を行ったが、変更に係る受注者との協議の中で、通知すべきでない延べ人員数を通知し、変更後の契約図書においては、明示すべき配置人員が明示されていなかった。

今後は、交通誘導員の適正な積算等に努められたい。

（土木第 2 課）

D ボックスカルバート工の積算を適正に行うべきもの

桑原 2 7 6 0 号線外 2 路線道路改良工事（その 3） [No. 6]

（契約金額 4,923 万 9,750 円）

本工事は西区桑原地区の道路拡幅及び浸水対策工事である。

積算運用の手引きによると、実施設計単価表に掲載のない単価で見積り徴収による場合、見積りは原則として 3 社以上から徴収し、採用単価の決定に当たっては、原則として見積りの最低価格としている。

しかしながら、実施設計単価表に掲載のないボックスカルバートの採用単価の決定において、見積り価格に必要なない査定率を乗じて算出した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（土木第 2 課）

※ [ ] 内の数字は、「別表第 6 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

(2) テーマ監査

今回は、「小規模委託業務(250万円以下)について」をテーマとして50件について監査を実施した。

ア 農林水産局

次のような改善を要する事例が見受けられた。

積算根拠が不明なもの、支払に長期日数を要したものなど不適切な委託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

イ 住宅都市局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 城南区役所

次のような改善を要する事例が見受けられた。

積算根拠が不明なものなど不適切な委託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

エ 早良区役所

次のような改善を要する事例が見受けられた。

契約関係書類、提出書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

オ 西区役所

次のような改善を要する事例が見受けられた。

積算根拠が不明なもの、契約関係書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

(3) テーマ監査結果報告

テーマ監査については各局区等に共通する事務事業の課題等を把握し、全庁的に共通する業務の改善に向けて局横断的な視点からテーマを設定して取り組んでいる。

工事監査における平成24、25年度のテーマ監査は、「小規模委託業務(250万円以下)について」をテーマに、技術的要素を含む小規模委託業務において、発注から履行確認、検査、支払までの委託業務全般について適正な業務執行が行われているかについて監査を実施した。

監査にあたっては対象となる22局区等から、2年間で合計300件の委託を抽出し関係書類等の提出を求め(1)設計積算根拠が適正か(2)委託仕様が明確に作成されているか(3)設計図書は添付されているか(4)業者選定は適正か(5)委託業務内容の報告や履行、成果品が確認されているか(6)完了検査、支払が適正に行われているかを着眼点にチェックリスト等により実査を行った。

監査の結果、設計積算における見積り等の積算根拠が不明なもの、契約関係及び履行関係の提出書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられ、8局区等に対して委託の適正な事務処理に努めるよう注意を求めてきた。

定期監査では、事務職員のみ配置された施設等の管理・点検業務委託等において、技術的内容を確実に理解することが難しいことから、前例を踏襲した契約内容で業務を継続して契約するなどの傾向が見受けられたが、今回のテーマ監査でも小規模委託業務において同様な結果が得られた。

財政局において日常における施設の運営管理に係る実務を説明した「施設保全マニュアル」が作成され、設計積算、運営管理に関する講習会の開催や、相談窓口として技術的な支援も行われており、これらを活用して、今後も小規模な委託業務について、適正な業務執行が図られるよう努められたい。

別表 1

## 監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局, 区等	監査実施対象	
保健福祉局	総務部	総務課, 政策推進課, 保護課, 国民健康保険課, 医療年金課
	健康医療部	病院事業課
	高齢社会部	松濤園
	障がい者部	障がい者更生相談所
	生活衛生部	生活衛生課, 食品安全推進課, 食肉衛生検査所
農林水産局	農林部	森林・林政課, 農業施設課
	水産部	漁港課
	中央卸売市場	市場課, 食肉市場, 青果市場, 西部市場, 東部市場
	部長(新青果市場担当)	課長(新青果市場担当), 課長(新青果市場建設担当)
住宅都市局	総務部	総務課
	都市計画部	都市計画課, 交通計画課, 交通施策推進課
	住宅部	住宅計画課, 建替・改善課, 住宅建設課, 住環境整備室
	大学移転対策部	調整課
	伊都区画整理事務所	計画営業課, 換地課, 工事課
	みどりのまち推進部	動物園, 植物園
東区役所	区政推進部	地域支援課(香陵公民館含む), 生涯学習推進課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課, 保護第1課, 保護第2課
博多区役所	総務部	総務企画課, 納税課
	地域支援部	生涯学習推進課
	保健福祉センター	子育て支援課, 保険年金課
中央区役所	区政推進部	総務課, 生涯学習推進課
	市民部	課税課, 市民課
	地域整備部	地域整備課
	保健福祉センター	地域保健福祉課
南区役所	区政推進部	企画振興課
	市民部	保険年金課
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課, 子育て支援課, 健康課, 衛生課
城南区役所	区政推進部	総務課, 生涯学習推進課
	市民部	課税課, 市民課
	地域整備部	生活環境課

早良区役所	区政推進部	企画課
	地域整備部	地域整備課, 生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課, 地域保健福祉課
西区役所	総務部	生涯学習推進課
	市民部	納税課
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	子育て支援課, 健康課, 保護課, 衛生課
福岡市選挙管理委員会事務局	選挙課	
東区選挙管理委員会事務局	次長	
博多区選挙管理委員会事務局	次長	
中央区選挙管理委員会事務局	次長	
南区選挙管理委員会事務局	次長	
城南区選挙管理委員会事務局	次長	
早良区選挙管理委員会事務局	次長	
西区選挙管理委員会事務局	次長	

別表 2

農林水産局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	林道早良線道路改良工事（その2）	20,494,950 円	平成24年11月3日から 平成25年4月30日まで
2	自然共生型ため池（山口新池）整備工事	71,769,600 円	平成23年8月17日から 平成24年3月26日まで
3	東区大字勝馬地内藤尾池災害復旧工事	34,320,300 円	平成24年11月27日から 平成25年6月12日まで
4	水産生産基盤整備魚礁設置工事（玄界島地区）	22,050,000 円	平成23年8月9日から 平成24年1月5日まで
5	博多漁港機能保全工事	47,670,000 円	平成24年10月24日から 平成25年3月25日まで
6	鮮魚市場西冷蔵庫新築工事	1,171,590,000 円	平成23年12月22日から 平成25年11月25日まで
7	福岡市新青果市場卸売場棟外新築工事实施設計業務委託	51,343,950 円	平成24年6月15日から 平成25年3月15日まで
8	東区多の津2丁目地内津屋井堰制御装置監視機器設置工事	21,403,200 円	平成24年4月21日から 平成24年10月30日まで
9	東区多の津2丁目地内津屋井堰2号ゲート（鋼製設備）改良工事	41,035,050 円	平成24年8月30日から 平成25年3月15日まで
10	博多区井相田3丁目地内宝満井堰調査検討業務委託	5,722,500 円	平成23年10月21日から 平成24年3月15日まで
11	弘地区集落排水施設（処理施設）改良工事	18,900,000 円	平成24年10月20日から 平成25年3月15日まで
12	鮮魚市場西冷蔵庫新築冷凍冷却機械設備工事	346,500,000 円	平成23年11月15日から 平成25年11月30日まで

13	鮮魚市場西冷蔵庫新築電気設備工事	117,600,000円	平成23年12月17日から 平成25年11月30日まで
テーマ監査		7件	

別表 3

住宅都市局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多駅歩行者連絡橋建設工事(その2)	469,114,800円	平成23年9月21日から 平成25年1月31日まで
2	伊都土地区画整理事業実施計画検討業務委託	10,080,000円	平成24年11月10日から 平成25年3月15日まで
3	伊都土地区画整理事業区画道路6-3外道路築造工事	122,205,300円	平成23年5月20日から 平成24年2月13日まで
4	伊都土地区画整理事業駅前線電線共同溝工事(その2)	119,821,800円	平成24年6月7日から 平成24年12月25日まで
5	伊都土地区画整理事業今宿周船寺線橋梁築造工事(下部工)	66,294,900円	平成24年10月3日から 平成25年6月28日まで
6	伊都土地区画整理事業平成24年度工事監督支援業務委託	11,235,000円	平成24年4月19日から 平成25年3月29日まで
7	香椎駅周辺土地区画整理事業都市計画道路千早香椎線電線共同溝建設工事(その3)	78,456,000円	平成24年9月19日から 平成25年9月10日まで
8	香椎駅周辺土地区画整理事業JR香椎駅前広場基本計画外業務委託	11,910,150円	平成24年6月15日から 平成25年3月20日まで
9	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)東区・博多区	3,463,651円	平成24年4月10日から 平成25年3月29日まで
10	平和南特別緑地保全地区整備工事	19,608,750円	平成23年12月15日から 平成24年3月15日まで
11	雁ノ巣RC整備(その4)工事	135,480,450円	平成23年8月20日から 平成24年3月25日まで
12	かなたけの里公園整備(その3)工事	179,901,750円	平成23年8月9日から 平成24年3月28日まで
13	警固公園整備工事	284,955,300円	平成24年6月5日から 平成24年11月25日まで
14	多の津公園整備工事	113,255,100円	平成24年8月10日から 平成25年1月31日まで
15	平和台陸上競技場改修工事	273,600,600円	平成24年11月3日から 平成25年4月20日まで
16	博多駅歩行者連絡橋上屋等設置工事	259,192,500円	平成23年12月29日から 平成24年11月15日まで
17	市営下山門住宅建替基本計画策定業務委託	6,424,950円	平成24年9月22日から 平成25年3月28日まで

18	市営香椎浜住宅3街区3,5号棟耐震診断調査業務委託	20,475,000円	平成25年7月2日から平成25年11月29日まで
19	公営住宅(堅粕第2住宅)新築工事	764,118,600円	平成24年2月24日から平成25年6月7日まで
20	平成24年度市営板付住宅3棟全面的改善工事	220,838,100円	平成24年11月9日から平成25年7月31日まで
21	平成23年度公営住宅弥永住宅新築工事基本設計業務委託	20,986,350円	平成23年8月26日から平成24年3月25日まで
22	福岡市公営住宅等整備基準策定業務委託	9,093,000円	平成24年8月31日から平成25年3月28日まで
23	かなたけの里公園管理事務所新築工事	67,937,100円	平成23年11月16日から平成24年3月15日まで
24	動物園アジア熱帯地方生息動物複合展示施設新築工事	663,973,800円	平成23年2月22日から平成24年8月31日まで
25	博多駅駅前広場(地下部)車路等設備工事	248,726,100円	平成23年2月26日から平成23年12月20日まで
26	博多駅歩行者連絡橋昇降施設設置工事	111,113,100円	平成23年12月29日から平成24年11月15日まで
27	建替促進住宅(千代六丁目住宅)電気工事	67,830,000円	平成23年2月18日から平成25年2月15日まで
28	平成23年度市営下山門住宅12棟外全面的改善エレベーター工事	51,728,250円	平成24年2月24日から平成24年10月15日まで
29	平成23年度公営住宅堅粕第2住宅電気工事	111,679,050円	平成24年2月17日から平成25年7月1日まで
30	平成24年度テレビ共聴施設撤去工事(その3)	10,063,200円	平成24年9月28日から平成25年3月15日まで
31	平成24年度市営下山門住宅38棟全面的改善管工事	29,574,300円	平成25年2月13日から平成25年10月15日まで
32	平成25年度公営住宅堅粕第2住宅空調設備設置工事	55,086,150円	平成25年6月4日から平成25年8月31日まで
33	雁の巣レクリエーションセンター管理事務所等新築電気工事	16,958,550円	平成23年8月20日から平成23年11月30日まで
34	かなたけの里公園管理事務所新築衛生設備工事	12,547,500円	平成23年11月17日から平成24年4月22日まで
35	舞鶴公園整備(その7)工事	11,611,950円	平成24年12月18日から平成25年3月15日まで
36	動物園アジア熱帯地方生息動物複合展示施設新築電気設備工事	36,353,100円	平成23年6月17日から平成24年9月10日まで
37	動物園マレーグマ舎その他新築衛生設備工事	18,004,350円	平成24年12月29日から平成25年8月5日まで
テーマ監査		18件	

別表 4

## 城南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	東油山唐人線歩道改良工事	83,123,250 円	平成23年9月16日から 平成24年3月15日まで
2	草香江橋橋梁補修工事	42,409,500 円	平成23年12月21日から 平成24年4月15日まで
3	友丘2丁目地内外2箇所道路照明 灯設置工事	9,563,400 円	平成23年10月14日から 平成24年3月1日まで
4	城南区保健福祉センター庁舎清掃, 冷暖房等管理及び窓口受付収納業 務委託	14,994,000 円	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
テーマ監査			5 件

別表 5

## 早良区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	古賀谷口線柳瀬橋補修・補強工事 (上部工)	61,342,050 円	平成23年9月23日から 平成24年3月15日まで
2	市道城西84号線外17路線路側 帯カラー設置委託	9,279,900 円	平成24年8月16日から 平成24年12月13日まで
3	1級市道西新荒江線道路舗装補修 工事	73,682,700 円	平成23年9月16日から 平成24年9月30日まで
4	単価契約早良区管内道路維持補修 工事(舗装補修)上期	36,118,803 円	平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで
5	単価契約早良区管内道路維持委託 (暗渠清掃・緊急処理・安全対策)	12,785,220 円	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
6	百道浜1丁目地内外幹線清掃委託	14,702,100 円	平成24年12月26日から 平成25年3月15日まで
7	早良区管内照明灯建替工事	5,452,650 円	平成25年1月16日から 平成25年4月25日まで
8	早良保健所庁舎清掃冷暖房等管理 及び受付収納業務委託	14,259,000 円	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
テーマ監査			8 件

別表 6

## 西区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	県道都地姪浜線道路舗装補修工事 (その1)	62,328,000 円	平成23年9月16日から 平成24年3月15日まで
2	一般県道周船寺有田線(橋本工区) 道路改良工事(その2)	54,407,850 円	平成24年11月27日から 平成25年7月14日まで



3	単価契約西区管内（西部出張所管内除く）道路維持補修工事（舗装補修・陥没仮補修）（下期）	27,449,699 円	平成24年10月1日から 平成25年3月31日まで
4	市道2横浜・今出線（無名橋）橋梁改修工事	35,765,150 円	平成23年12月21日から 平成24年5月31日まで
5	主要地方道福岡早良大野城線道路整備工事	62,368,950 円	平成24年10月24日から 平成25年6月30日まで
6	桑原2760号線外2路線道路改良工事（その3）	49,239,750 円	平成25年1月16日から 平成25年8月31日まで
7	市道千代今宿線（西1幹）外9箇所道路照明灯建替工事	4,254,600 円	平成25年1月16日から 平成25年3月15日まで
テーマ監査		12 件	